

学術図書電子版の出版に関する取扱い

平成 25 年 12 月 18 日

GIGAKU Press 編集長

(目的)

第 1 この取扱いは、「長岡技術科学大学 GIGAKU Press の設立について」4 事業の内容に基づいて、長岡技術科学大学 GIGAKU Press (以下「GIGAKU Press」という。) から刊行する学術図書電子版の出版について必要な事項を定める。

(出版企画)

- 第 2 企画は、別に定める様式に原稿及び参考資料を添えて編集室に提出する。
- 第 3 提出する資料は電子ファイルとする。
- 第 4 企画段階の審査は、設立の趣旨及び査読基準等に基づき編集長が行う。
- 第 5 企画段階の審査及び結果通知は、別に定める様式で行う。
- 第 6 既に冊子で刊行されている図書については、出版企画を省略することができる。

(査読)

- 第 7 査読は、完成原稿が提出された出版企画ごとに行う。
- 第 8 査読者は、編集長がその該当分野の専門知識を有する者に依頼する。
- 第 9 査読者及び査読過程は非公開とする。

(査読者の任務)

- 第 10 査読者は、査読基準に基づいて原稿の審査を行う。
- 第 11 査読者は、審査にあたって内容及び企画・文章等に関する問題点の指摘、修正意見等を述べることができる。

(査読基準)

- 第 12 査読は次の基準に基づいて行う。
- (1) 新規性あるいは有用性があり内容が正確なものがあるか。
- (2) GIGAKU Press の出版物として刊行するに相応しいものであるか。

(査読結果の報告)

第 13 査読結果は、別に定める様式に準じて編集長に報告する。

(査読に基づく審査)

- 第 14 編集長は、査読結果等に基づき出版の可否について審査を行う。
- 第 15 査読に基づく審査結果は、別に定める様式に準じて著者に通知する。
- 第 16 著者は、審査結果に不服がある場合、その理由を付して再審査を要求することができる。

(編集)

- 第 17 完成原稿の電子ファイルを電子図書に変換する作業は編集室で行う。
- 第 18 既に冊子で刊行されている図書を電子図書に変換する作業は編集室で行う。
- 第 19 日本図書コード (ISBN) は出版物ごとに編集室で付与する。

(電子出版)

- 第 20 出版物の形態は電子図書とし、ファイル形式は EPUB3 又は PDF とする。
- 第 21 出版物は、GIGAKU Press のウェブサイトにおいて公開した時点で出版とする。
- 第 22 GIGAKU Press からの出版物は、原則無償で公開することとする。

(著作権)

第 23 GIGAKU Press で刊行した著作物の著作権は、長岡技術科学大学に帰属する。

第 24 GIGAKU Press で刊行した著作物について、著者から他の商業出版社等から出版することを希望する旨の申し出があれば、編集長と協議し、その出版物に関する権利を譲渡することができる。